

飼い主のいない猫対策 について

高鍋保健所 衛生環境課
令和6年12月11日(水)

< 内 容 >

- 1 動物愛護管理推進目標と現状について
- 2 地域猫対策について
- 3 公益財団法人どうぶつ基金について
- 4 多頭飼育問題について

1 動物愛護管理推進目標と現状について

動物愛護管理推進目標

①犬・猫の殺処分数

平成30年度 416頭 → 令和12年度 166頭 (60%減)

②犬・猫の返還・譲渡率

令和元年度 犬86% → 令和12年度 犬90%以上
令和元年度 猫64% → 令和12年度 猫70%以上

③動物愛護推進員・ボランティア数

令和元年度 59人 → 令和12年度 177人

④いのちの教育等履修児童数

令和元年度 3088人 → 令和12年度 累計 25000人

県内の猫の引取等及び殺処分頭数

頭数

2,500

2,000

1,500

1,000

500

0

H25

H26

H27

H28

H29

H30

R1

R2

R3

R4

R5

猫 引取頭数

猫 放置頭数

猫 負傷頭数

猫 殺処分頭数

年度

H25
 負傷 212
 放置 764
 引取 1,209

H25
 殺処分 1,843

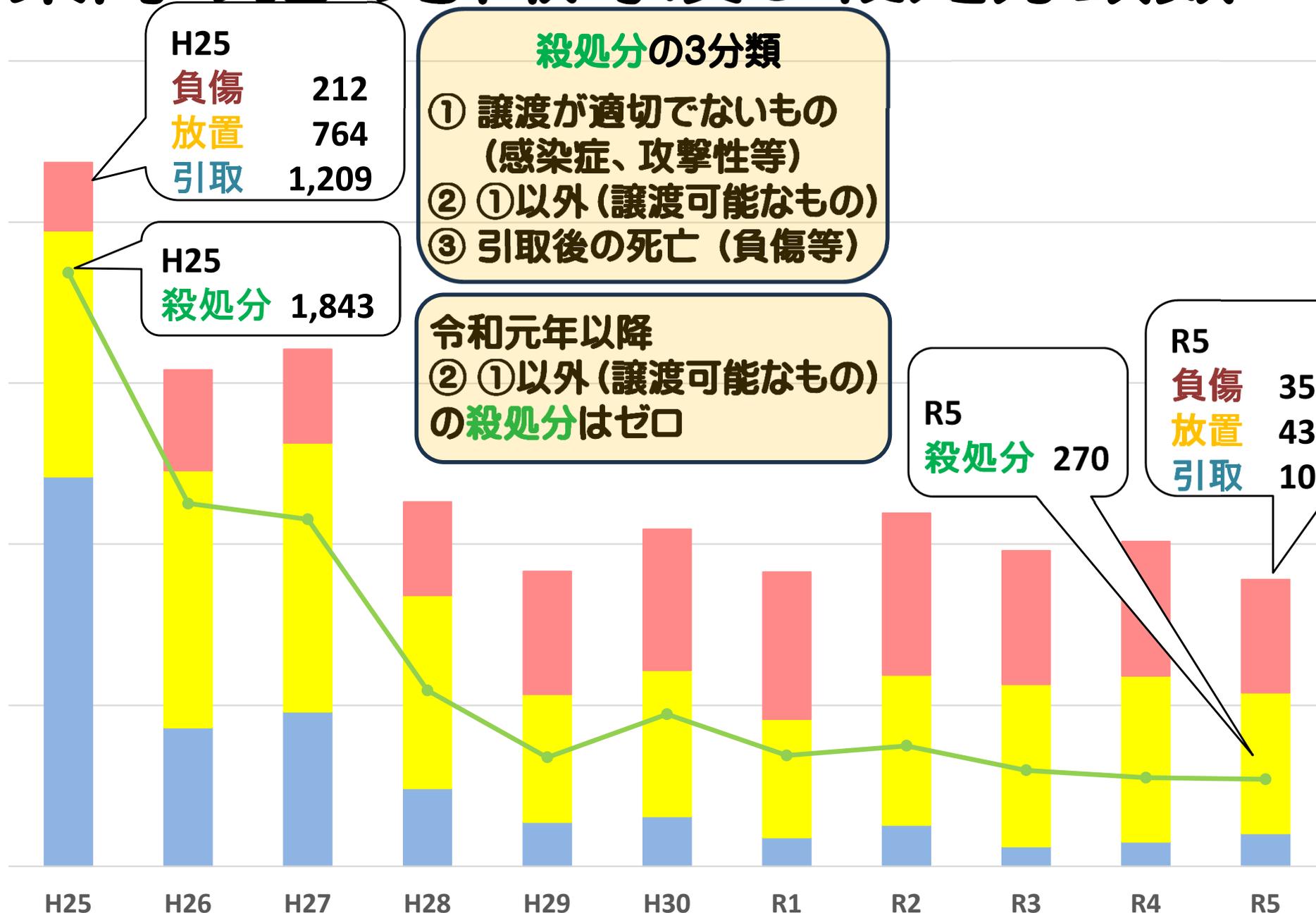
殺処分の3分類

- ① 譲渡が適切でないもの
(感染症、攻撃性等)
- ② ①以外(譲渡可能なもの)
- ③ 引取後の死亡(負傷等)

令和元年以降
 ② ①以外(譲渡可能なもの)
 の殺処分はゼロ

R5
 殺処分 270

R5
 負傷 352
 放置 437
 引取 102



管内の猫の引取等及び殺処分頭数

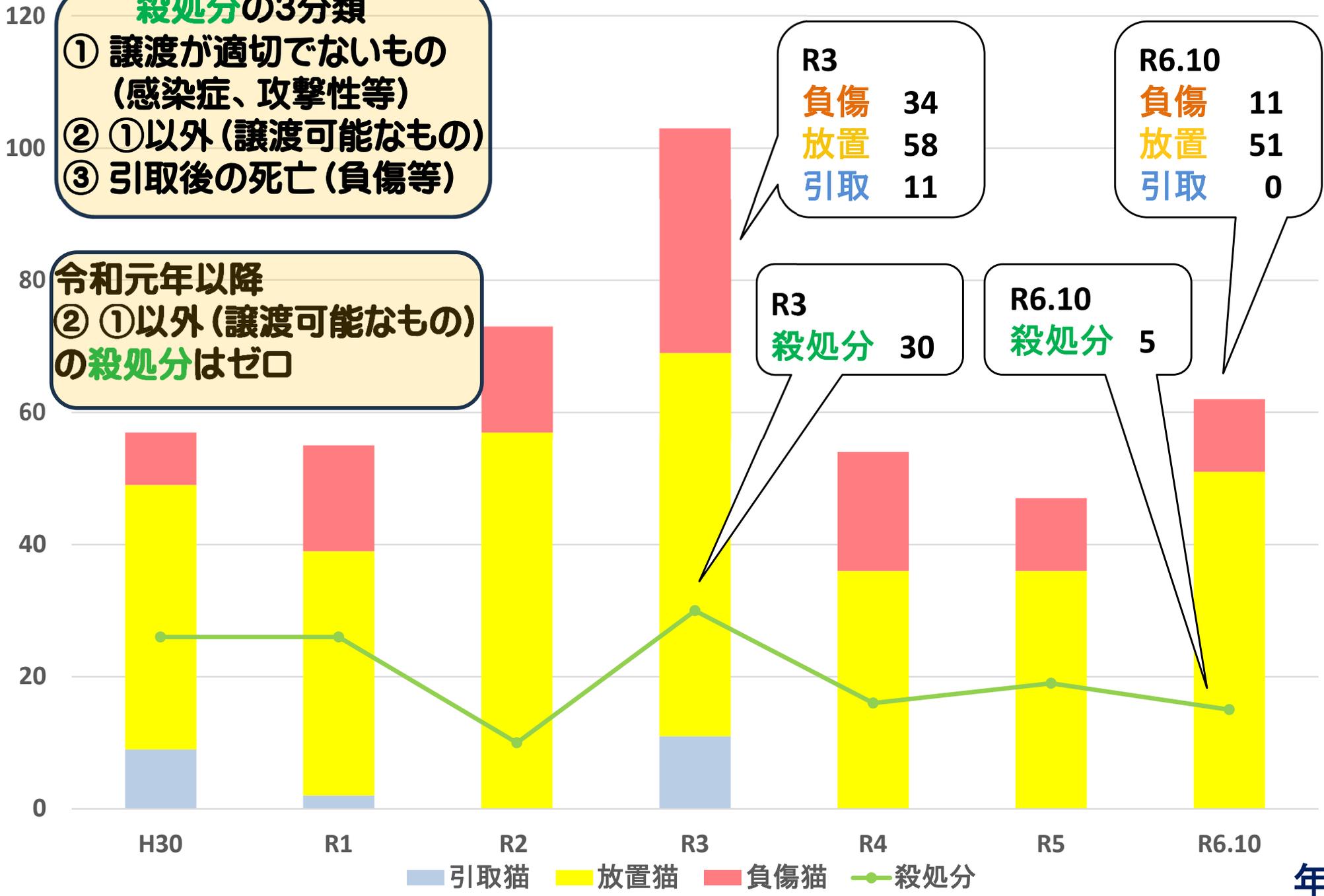
頭数

殺処分の3分類

- ① 譲渡が適切でないもの
(感染症、攻撃性等)
- ② ①以外(譲渡可能なもの)
- ③ 引取後の死亡(負傷等)

令和元年以降

② ①以外(譲渡可能なもの)
の殺処分はゼロ



R3
 負傷 34
 放置 58
 引取 11

R6.10
 負傷 11
 放置 51
 引取 0

R3
 殺処分 30

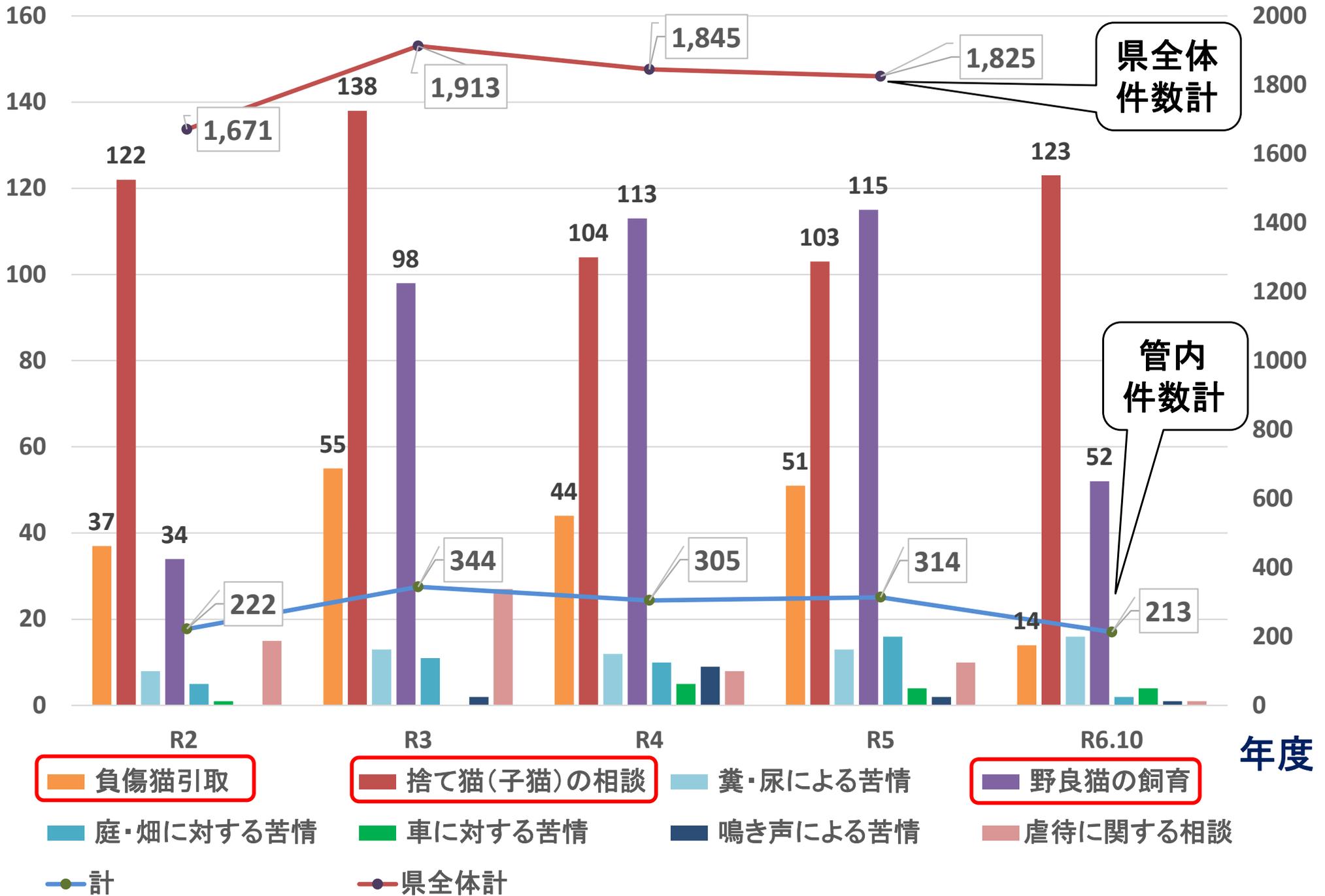
R6.10
 殺処分 5

年度

棒グラフ
件数

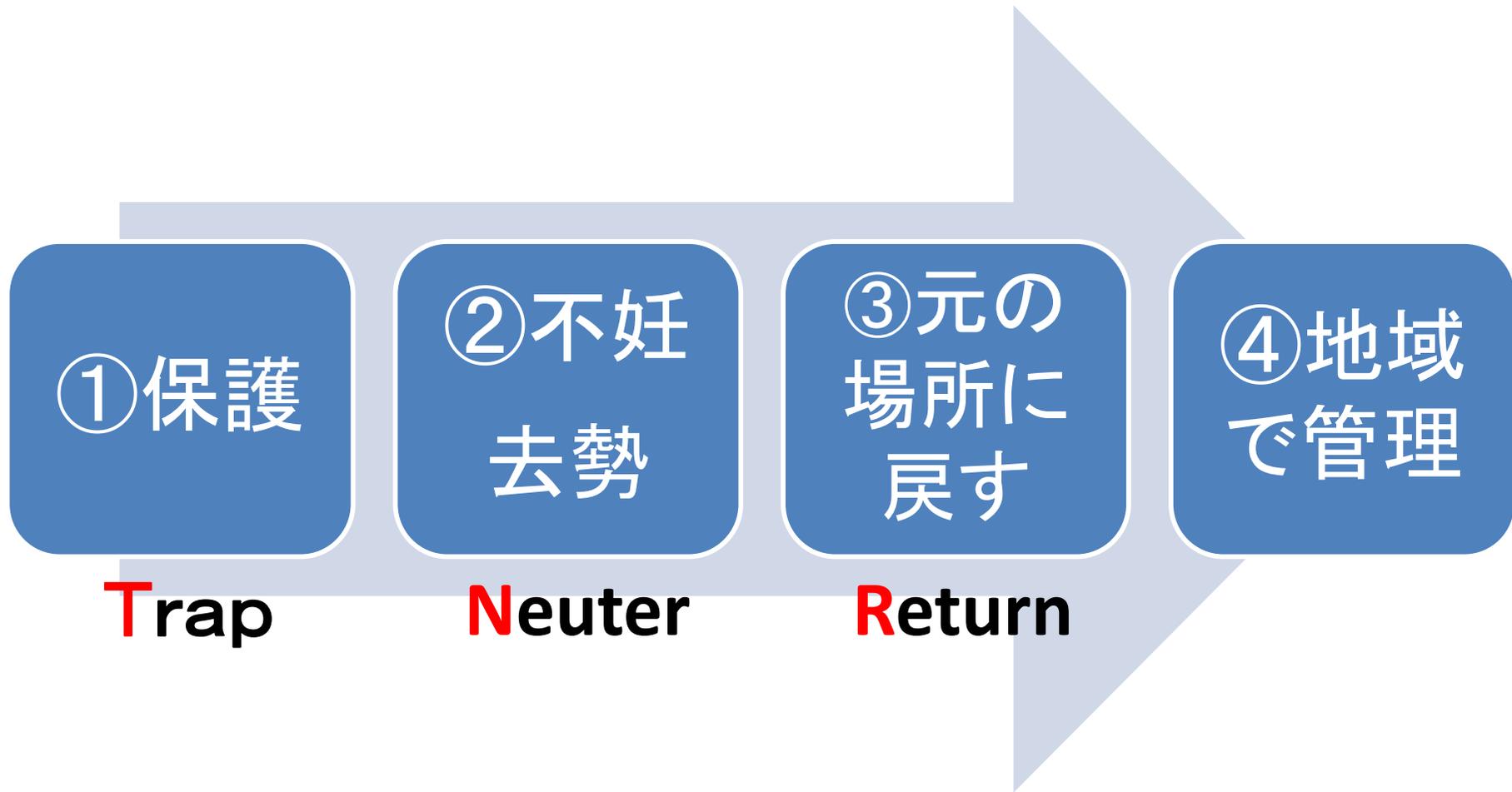
管内の猫の苦情及び件数等

折線グラフ
件数



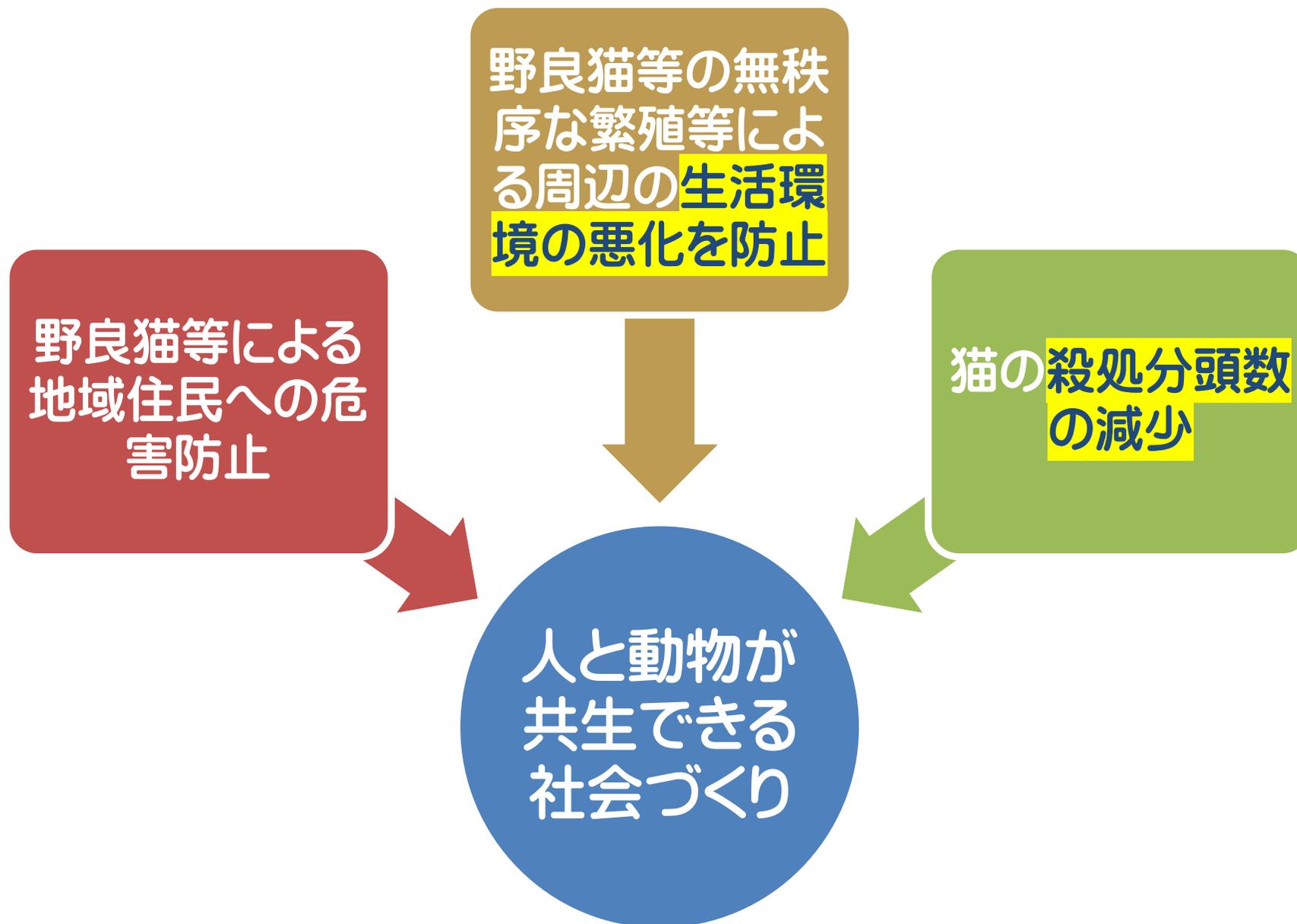
2 地域猫対策について

飼い主のいない猫を地域で管理する取組



野良猫を一代限りで管理し、見守る

地域猫対策の目的



地域猫対策における各組織の主な役割

組織名	主な役割
地域住民	<ul style="list-style-type: none">・飼い猫の室内飼育・地域の合意形成等に協力
活動組織	<ul style="list-style-type: none">・野良猫等の保護等・施術後の管理
地域猫推進団体	<ul style="list-style-type: none">・活動組織に対する必要な支援
市町村役場	<ul style="list-style-type: none">・保健所と協力して、自治会長等との連絡調整
保健所	<ul style="list-style-type: none">・地域の指定・各組織との連絡調整・その他支援
動物愛護センター 又は動物病院	<ul style="list-style-type: none">・搬入された野良猫等の不妊去勢手術

県内の地域猫対策事業状況

1 指定地域数

	R1	R2	R3	R4	R5
県全体	23	53	120	203	304
管内	4	11	25	40	48

2 手術頭数

	R1	R2	R3	R4	R5
県全体	260	809	1,011	1,626	1,625
管内	65	102	168	265	240

※ 県全体：宮崎市は除く



動物愛護センターにおける手術の様子

県内の猫収容頭数と殺処分数

		R3	R4	R5
収容頭数	全数	979 (103)	1,008 (54)	891 (47)
	内 子猫数	747 (75)	774 (46)	633 (40)
	子猫の割合	74.3% (72.8%)	76.8% (85.1%)	71.0% (85.1%)
殺処分数	全数	298 (30)	275 (16)	270 (8)
	内 子猫数	184 (20)	171 (10)	156 (4)
	子猫の割合	61.7% (66.7%)	62.2% (62.5%)	57.8% (50.0%)

※ 全数:成猫+子猫(3ヶ月未満)

※※ ()内の数字は管内の頭数

猫の収容頭数における子猫の割合が減少

県が実施する地域猫対策事業

メリット

- 「周辺住民の合意」と「自治会長からの申請」があれば手術が可能である。

デメリット

- 周辺住民の合意がない場合は、手術ができない
- 多頭飼育崩壊の事例には、原則対応できない。



どうぶつ基金の活用

3 公益財団法人どうぶつ基金について

— どうぶつ基金とは —



さくらねこTNR



これまでの累計
347,313頭

2023年度累計 2024年6月手術数
51,751 頭 **3,477** 頭

出典：公益財団法人どうぶつ基金HP

TNR: Trap Neuter Return
T 捕獲する
N 不妊去勢手術
R 元の場所に戻す

さくら猫活動

どうぶつ基金による無料不妊去勢手術事業

- 目的：「猫の殺処分ゼロ」の早期実現
- 概要：行政・獣医師・団体・ボランティアの連携によるTNR活動の支援
- 効果：野良猫による生活被害の軽減、住民の生き物に対する意識向上等

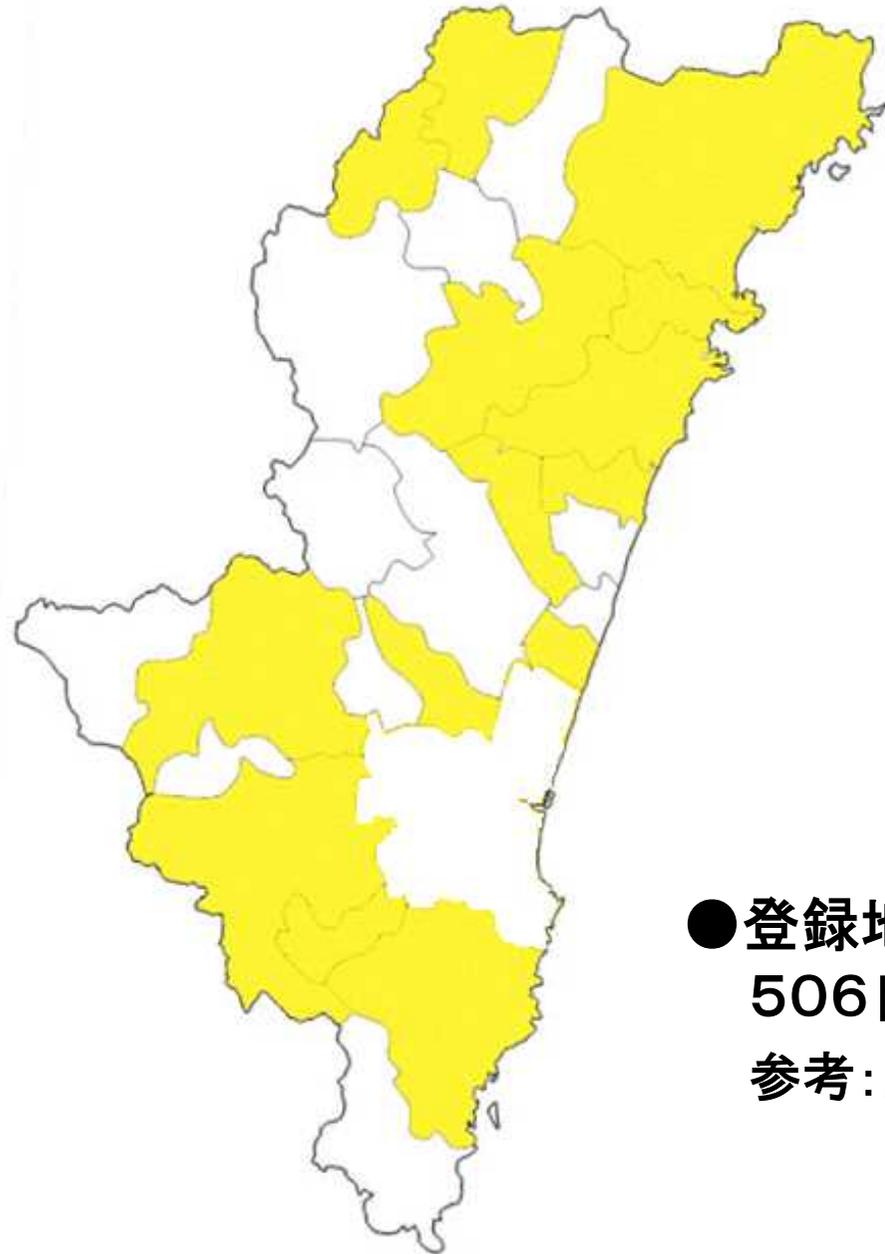


県内のどうぶつ基金活用状況

登録状況

- ①門川町
- ②木城町
- ③国富町
- ④五ヶ瀬町
- ⑤小林市
- ⑥新富町
- ⑦高千穂町
- ⑧都農町
- ⑨日南市
- ⑩延岡市
- ⑪日向市
- ⑫美郷町
- ⑬三股町
- ⑭都城市
- ⑮県動物愛護センター

どうぶつ基金HP掲載順
(R6年7月現在)



●登録地方自治体数
506自治体
参考:九州・沖縄地区
121自治体

どうぶつ基金の行政枠登録のメリット

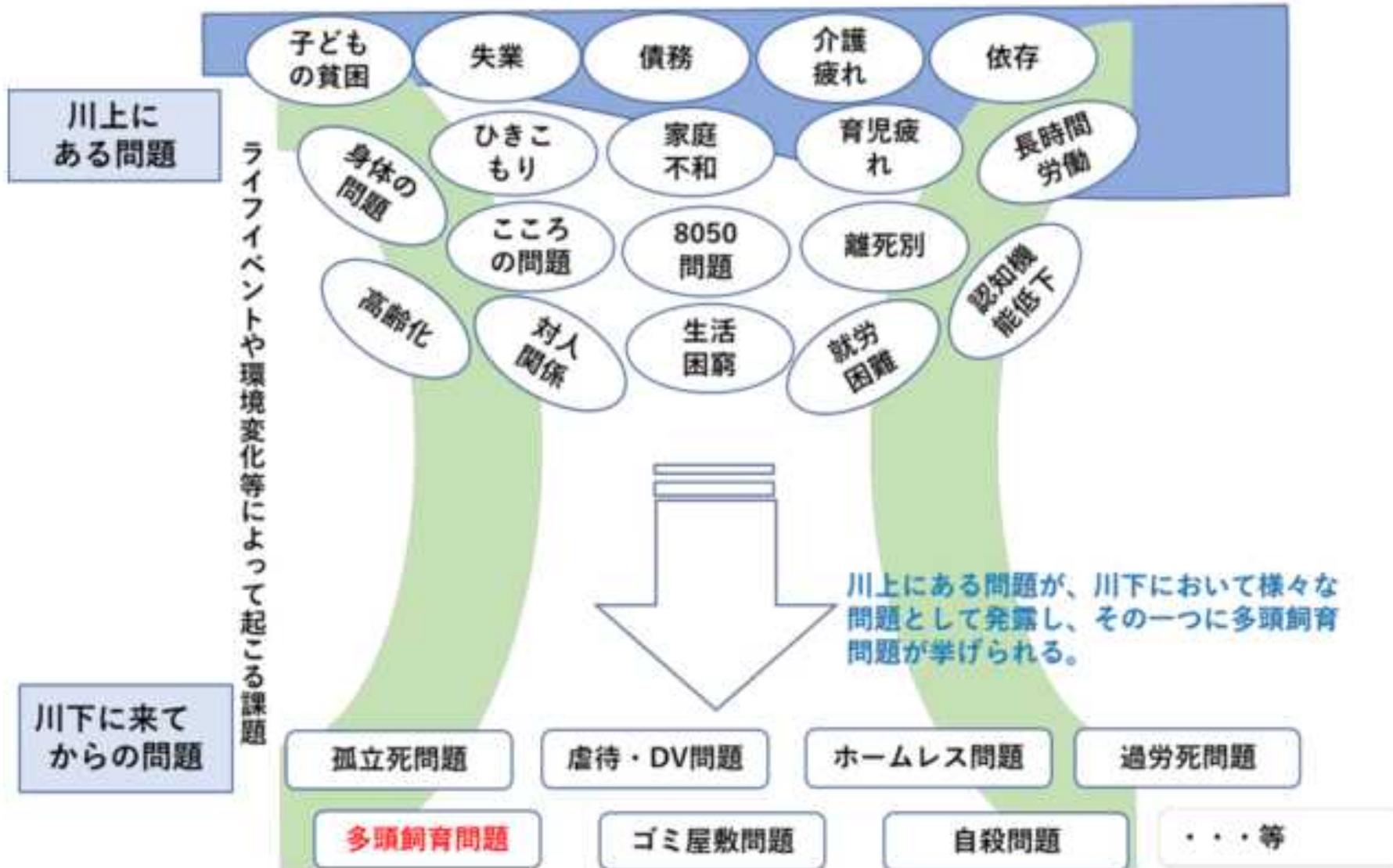
- **多頭飼育崩壊時**の不妊去勢手術が実施可能。
- 地域猫対策事業で対象とならない事例での手術が可能。
- 手術頭数の増加により、**苦情や殺処分数の減少が期待できる。**
- ワクチンやノミ、ダニの駆除を実施



猫の感染症予防や、人の生活環境の改善が図られる

4 多頭飼育問題について

多頭飼育問題が生じる社会的背景



出典:「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」(環境省作成)

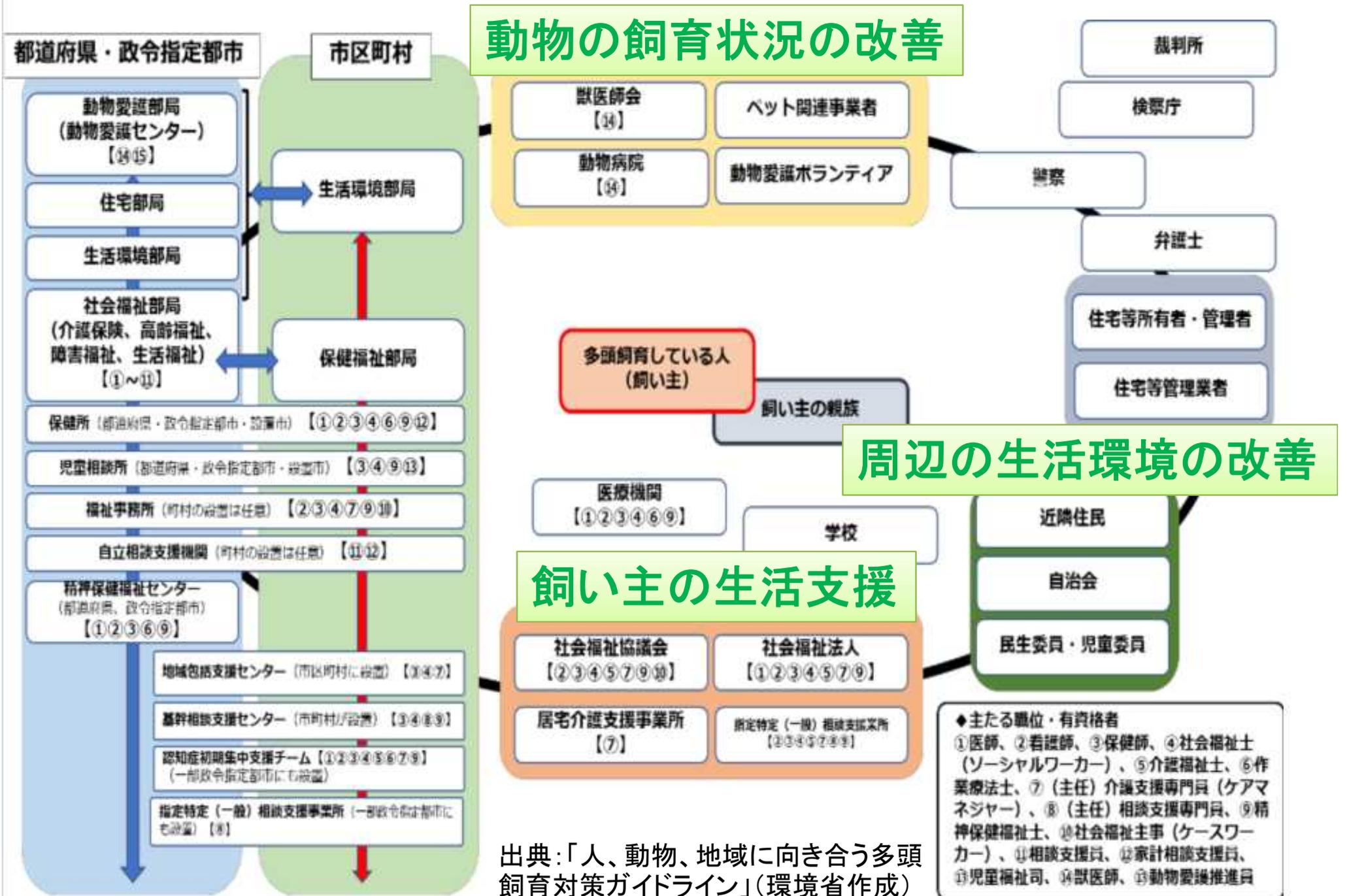
多頭飼育は、動物だけでなく、様々な問題が背景にある。

人、動物、地域に向き合う 多頭飼育対策ガイドライン

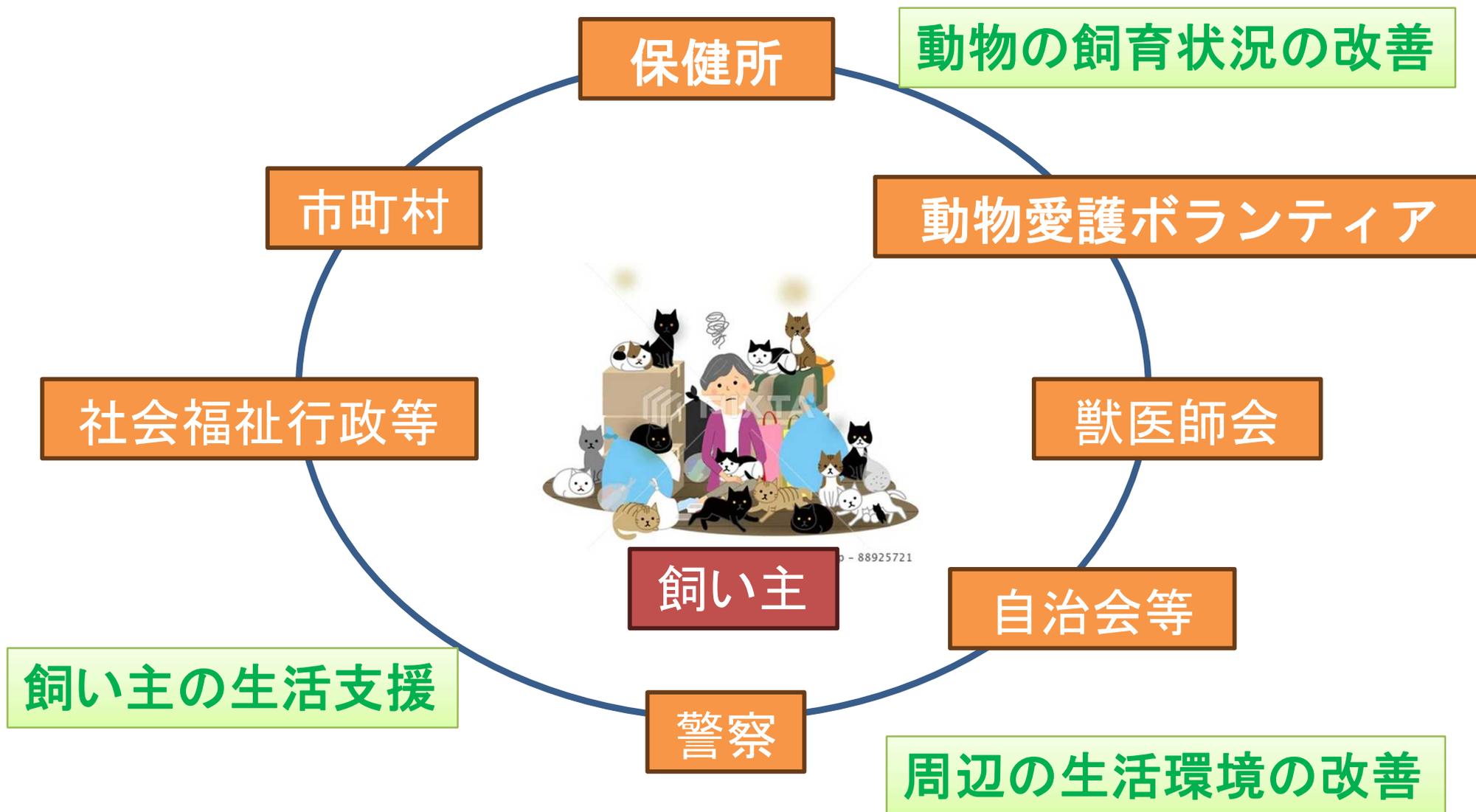
～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～



社会福祉と動物愛護管理の多機関連携



社会福祉と動物愛護管理の多機関連携



保健所からのお願い

- 1 地域猫対策のチラシ・要領（申請書等）の配布（市町村の窓口など）
- 2 自治会長等への働きかけ（区長会での説明等）
- 3 どうぶつ基金の活用
- 4 多頭飼育問題協議会の設置（多機関連携モデル事業）